

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【公表番号】特表2004-501181(P2004-501181A)

【公表日】平成16年1月15日(2004.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2004-002

【出願番号】特願2002-504977(P2002-504977)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/167	(2006.01)
A 6 1 K	31/451	(2006.01)
A 6 1 K	31/4748	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	23/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	41/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/06
A 6 1 K	9/12
A 6 1 K	31/167
A 6 1 K	31/451
A 6 1 K	31/4748
A 6 1 K	47/34
A 6 1 P	1/02
A 6 1 P	17/02
A 6 1 P	23/02
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	41/00
A 6 1 P	43/00
1 2 1	

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月23日(2008.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粘膜付着物質と、局所麻酔薬またはその薬学上許容される塩と、オピオイドまたはその薬学上許容される塩とを含んでなる組成物であって、該粘膜付着物質が、エチレンオキシドとプロピレンオキシドとのブロックコポリマーである、前記組成物。

【請求項2】

上記局所麻酔薬の量が、上記組成物全重量の約0.01～約0.5%の範囲内にある、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

上記オピオイドの量が、上記組成物全重量の約0.05～約1%の範囲内にある、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

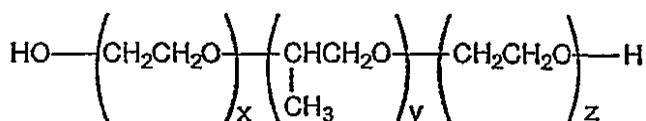
上記粘膜付着物質の量が、上記組成物全重量の約0.1～約40%の範囲内にある、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

上記粘膜付着物質の量が、上記組成物全重量の約15～約25%の範囲内にある、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

上記粘膜付着物質が、式I：

【化1】**I**

(式中、xは、約2～約128の範囲の平均値を有する整数であり；yは、約14～約80の範囲の平均値を有する整数であり；zは、約2～約128の範囲の平均値を有する整数である)

のエチレンオキシドとプロピレンオキシドとのブロックコポリマーである、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

上記粘膜付着物質が、ポロキサマー407である、請求項1に記載の組成物。

【請求項8】

上記局所麻酔薬が、リドカイン、テトラカイン、ブピバカイン、プリロカイン、メピバカイン、プロカイン、クロロプロカイン、ロピバカイン、ジブカイン、エチドカイン、ベンゾカイン、それらの薬学上許容される塩、ならびに、それらの混合物からなる群より選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項9】

上記局所麻酔薬が、リドカイン、またはその薬学上許容される塩である、請求項8に記載の組成物。

【請求項10】

上記オピオイドが、モルヒネもしくはロペラミド、またはその薬学上許容される塩である、請求項1に記載の組成物。

【請求項11】

上記オピオイドが、モルヒネ、またはその薬学上許容される塩である、請求項10に記載の組成物。